

IASB 公開草案「金融商品：予想信用損失」について

かみや よういち
 専門研究員 神谷 陽一

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2013年3月7日に公開草案「金融商品：予想信用損失」（以下「本公開草案」という。）を公表した。コメント期間は2013年7月5日までとされている。

貸付金及び他の金融商品に関連した信用損失の認識について、現行の会計基準（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」）は、発生損失モデルを使用している。発生損失モデルでは、損失事象が発生してから引当金を計上することを要求している。しかし、金融危機の間、このような発生損失モデルは、損失の認識を遅らせており発生すると予想される信用損失を正確に反映していないとして批判を受けていた。また、現行の会計基準では、異なる種類の金融商品に対して異なる減損モデルが適用されていることから、このような複雑性を解消することの必要性も指摘されてきた。

IASBは、G20、金融危機諮問グループ（FCAG）などからの要請に合わせて、予想信用損失を反映するより将来予測的な減損モデルを開発してきた。当該減損モデルでは、予想信用損失及び信用損失に関する予想の変化に関する情報を提供するとともに、より広範囲の合理的

で裏付け可能な情報を予想信用損失の算定に使用することを要求している。

以下では、本公開草案の概要について紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. 本公開草案の概要

(1) 主要な提案

本公開草案の主要な提案は、金融資産及び信用供与のコミットメントにかかわる信用損失の認識を、報告日時点での当該金融資産等に係るキャッシュ・フローの予想される不足額についての現在の見積りを基礎として行うことにある。本提案では、信用損失の認識において、現行の会計基準のように損失事象の発生を識別する必要はない。

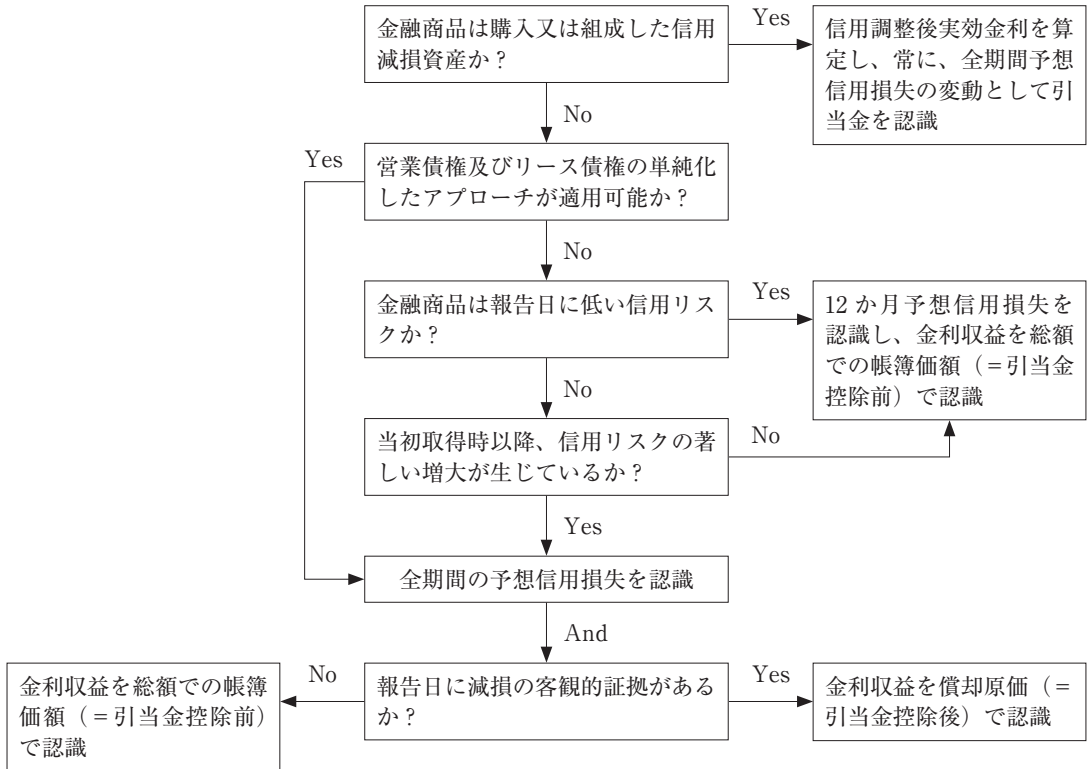
企業が信用リスクの評価及び予想信用損失の測定の際に考慮しなければならない情報の範囲には、下記に関する情報が含まれる。

- (a) 過去の事象（類似の金融商品についての過去の損失の実績など）
- (b) 現在の状況
- (c) 当該金融商品に係る将来のキャッシュ・フローの予想される回収可能性に影響を与える合理的で裏付け可能な予測

また、本公開草案では、金融商品の信用度の変化に関する情報を提供することとして、次の事項を提案しており、このうち、予想信用損失の認識及び測定に関する(b)から(d)の関係は次のようなフローチャートにより整理している。

(a) 適用範囲

- (b) 予想信用損失の認識及び測定に対する全般的なアプローチ
- (c) 営業債権及びリース債権に対する単純化したアプローチ
- (d) 購入又は組成した信用減損資産の取扱い
- (e) 表示及び開示の要求事項



(2) 適用範囲

本公開草案で提案している適用範囲には、次のものが含まれる。

- (a) IFRS 第9号「金融商品」に従って償却原価で測定する金融資産
- (b) 公開草案「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」(「分類測定 ED」)に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産
- (c) 信用を供与する現在の契約上の義務がある

場合のローン・コミットメント (IFRS 第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定するローン・コミットメントを除く)

- (d) IFRS 第9号が適用される金融保証契約のうち、純損益を通じて公正価値で会計処理しないもの
- (e) IAS 第17号「リース」の範囲に含まれるリース債権

本公開草案の適用範囲に含まれる以上の金融資産に対しては、原則として単一の減損モデル

を適用することにより、これまで指摘されてきた現行の会計基準の複雑性の問題に対応している。

(3) 予想信用損失の認識及び測定に対する全般的なアプローチ

i. 概要

一般的なアプローチにおいては、最終的に債務不履行となる金融商品の信用の質の悪化の一般的なパターンを反映するための3つの stage がある。各 stage に応じて、以下の表のように、予想信用損失の認識及び金利収益の計算の方法が異なる。

IASB は、予想信用損失を描写する減損モデルを開発するにあたり次の点に着目している

し、金融資産の信用度が当初認識時以降に一定程度悪化するまでは、予想信用損失の全額を認識することは適切ではないという立場を採っている。

- (a) 企業が金融資産の価格付け（例えば、契約金利の決定）を行う際に、当初の予想信用損失等に起因するプレミアムは、黙示的に考慮されている。したがって、金融商品の当初認識時において、その信用度が低いという理由だけでは、経済的損失は生じていない。
- (b) 金融資産が当初認識され、その後に生じた予想信用損失の変動は、それが発生した期間における企業の経済的損失（又は利得）である。

当初認識時以降の信用の質の悪化



(※) 償却原価 = 総額での帳簿価額 - 損失評価引当金

また、本公開草案では、予想信用損失の認識に関する用語を次のように定義している。

12 か月の予想信用損失 (12-months expected credit losses)	当該金融商品について報告日から12 か月以内に生じ得る債務不履行事象により生じる予想信用損失
全期間の予想信用損失 (lifetime expected credit losses)	当該金融商品の存続期間にわたってのすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失

ii. 予想信用損失の見積りのための基礎

予想信用損失の見積りは、次のものを反映する。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値

(a)について、本公開草案では、少なくとも信用損失が発生する確率と信用損失が発生しない確率という2つの結果を考慮すべきことが強調されている。したがって、最も可能性の高い結果（例えば、信用損失が発生しないという結果）のみに基づいて予想信用損失を見積ることは禁止される。

また、本公開草案では、予想信用損失を測定する場合にさまざまな技法を使用することができるとされ、その例として、債務不履行の明示的な発生確率をインプットとして含んでいない信用損失率などのアプローチが挙げられている。

iii. Stage 間の移転に関する要件

(iii)-1 Stage 1 と Stage 2 の間の移転 (Stage 1 から Stage 2 への移転)

報告日において、ある金融商品に関する信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合、Stage 2 に含まれる。ただし、報告日時点で金融商品に関する信用リスクが低い場合には、上記の要件に該当しない。ここで信用リスクが低い場合とは、例えば金融商品が外部信用格付における「投資適格」に相当する内部信用格付を有する場合が該当する。

信用リスクの著しい増大があったかどうかの評価においては、現行の会計基準のように報告日時点での実際の債務不履行又は減損の客観的な証拠ではなく、当初認識時以降の債務不履行の発生確率の増大を基礎とすることとなる。本公開草案では、一般的に債務不履行が発生する前又は減損の客観的な証拠が存在する前に、信用リスクの著しい増大がある、と説明されている。(Stage 2 から Stage 1 への移転)

Stage 2 に含まれた金融商品について、報告日において「信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合」にもはや該当していないと判断する場合には、Stage 1 へ移転することとなる。

(iii)-2 Stage 3 と他の Stage との間の移転 (Stage 3 への移転)

報告日時点で減損の客観的な証拠がある金融資産については、Stage 3 へ含まれる。

ここで、減損の客観的な証拠とは、発生した1つ又は複数の事象で、金融資産の期待将来キャッシュ・フローに影響を有するものをいう。これには、当該金融商品の保有者が下記の事象に関して知ることとなった観察可能なデータが含まれる。単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により減損の客観的な証拠が生じている場合がある。

- (a) 発行者又は債務者の重大な財政的困難
- (b) 契約違反（債務不履行又は利息若しくは元本の支払の延滞など）
- (c) 借手に対する貸手が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該貸手が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- (d) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- (e) 財政上の困難による当該金融資産についての活発な市場の消滅

(f) 発生した信用損失を反映するデューブ・ディスカウントでの金融資産の購入 (Stage 3 からの移転)

Stage 3 に含まれた金融商品について、報告日に、予想信用損失の金額が減少して、それが Stage 3 の要件を満たした時点以降に生じた事象（借手の信用格付の改善等）に客観的に関連付けることができる場合、当該金融商品は Stage 1 又は Stage 2 へ移転することとなる。

(4) 営業債権及びリース債権に対する単純化したアプローチ

本公開草案では、営業債権及びリース債権のうち、下記については、損失評価引当金を常に全期間の予想信用損失と同額で測定することを提案している。

(a) IAS 第 18 号「収益」の範囲に含まれる取引から生じた営業債権のうち、次のいずれかに該当するもの

- i. IAS 第 18 号に従って財務取引を構成しないもの。^(※)
- ii. IAS 第 18 号に従って財務取引を構成するもので、企業が損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する会計方針の選択をしている場合。この会計方針は、営業債権のすべてに適用しなければならない。

(※) 一般的には、契約期間が 1 年以内の営業債権等が該当すると考えられる。

(b) リース債権で、企業が損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定する会計方針の選択をしている場合。この会計方針は、リース債権のすべてに適用しなければならない。

この点について、IASB は、このような単純化したアプローチを提供することは、高度化した信用リスク管理を有していない企業にとって信用度の悪化を追跡することの実務上の懸念の一部を軽減することになると説明している。

なお、企業は、営業債権とリース債権に関する

上記の会計方針の選択を、それぞれ独立に適用することができる。

(5) 購入又は組成した信用減損資産の取扱い

本公開草案では、購入又は組成した信用減損資産 (purchased or originated credit-impaired asset) は、当初認識時に減損の客観的証拠がある購入又は組成した金融資産と定義されている。

このような金融資産については、実効金利の計算にあたって、当初の予想信用損失は見積キャッシュ・フローに含まれる。各報告日において、当初認識以降に生じた予想信用損失の変動累計額を、当該金融資産に係る損失評価引当金として財政状態計算書に認識する。また、金利収益は、償却原価（引当金控除後）に対して実効金利を適用することにより算定される。

(6) 表示及び開示の要求事項

i. 表示

(i)-1 金利収益

金利収益は、純損失及びその他の包括利益計算書に独立の表示科目として表示する。

金利収益は、下記の各金融資産についてそれぞれ異なる方法で計算される。

(a) 購入又は組成した信用減損資産 (2.(5)参照)

(b) 購入又は組成した信用減損資産ではないが、報告日時点で客観的な減損の証拠がある金融資産 (Stage 3 に含まれる金融資産。2.(3)参照)

(c) 他のすべての金融資産 (Stage 1 又は Stage 2 に含まれる金融資産。2.(3)参照)

(i)-2 減損損失

本公開草案に従って算定した減損損失（減損損失の戻入れ又は減損利得を含む）は、純損益及びその他の包括利益計算書の独立の表示科目として表示する。

ii. 開示

本公開草案では、(1)予想信用損失から生じた財務諸表上の金額、及び(2)金融商品の信用度の悪化又は改善の影響について、説明する情報を開示することが要求される。また、この要求事項を満たすためには、次のことを考慮することとされている。具体的な開示要求事項については、本公開草案の第34項から第45項を参照されたい。

- (a) 当該開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
- (b) 開示要求のそれぞれをどのくらい強調すべきか
- (c) どのくらいの集約又は分解が適切か
- (d) 財務諸表利用者が、開示されている定量的情報を評価するために追加的な情報を必要としているかどうか

3. FASBの動向

IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は、2012年半ばまで、予想信用損失を反映する、より将来予測的な減損モデルを開発するための作業を共同で行ってきた。当該共同作業において開発された減損モデルには、IASBが本公開草案で提案した減損モデルの主要な内容が含まれていた。

しかし、2012年7月、FASBは、それまでIASBと共同開発してきた減損モデルに対して米国の関係者から懸念が示されたことを踏まえ、当該減損モデルを再検討することを決定した。具体的に示された懸念は、2つの非常に異なる測定目的を使用することと、どちらの測定

目的が所定の報告期間に保有される資産に適用されるべきなのかを決定するための原則の曖昧さと運用可能性についてであった。

FASBは、その後、当初認識時以降に信用度が悪化した金融商品とそうでない金融商品を区別しない現在予想信用損失モデル(Current Credit Expected Loss Model: CECLモデル)を開発することを決定した。CECLモデルでは、常に予想信用損失の全額が認識される。

FASBは、このようなCECLモデルに基づき、会計基準更新書案「金融商品—信用損失」を2012年12月21日に公表した。コメント期間は2013年5月31日までとされている¹。

IASBの提案する減損モデルとFASBの提案するCECLモデルの比較²

	IASBの提案する減損モデル	FASBの提案するCECLモデル
共通点	<ul style="list-style-type: none"> ✓過去の事象、現時点の状況、及び将来についての合理的で裏付け可能な予測に基づく見積りとしての予想信用損失を要求する予想損失モデルである。 ✓貨幣の時間価値を反映する。 ✓予想信用損失は、信用損失が生じる可能性と生じない可能性の両者を反映する。 	
相違点	金融資産の残存期間が12か月超であり、Stage 1に含まれる場合、予想信用損失の一部が認識されない。	上記の場合を含め、常に、予想信用損失の全額が認識される。

4. 今後の予定

IASBは、本公開草案に対するコメント等を受けて、2013年7月にFASBと共同で再審議を行う予定としている。

1 本会計基準更新書案公表時点においては、コメント期間は2013年4月30日とされていた。FASBはその後、IASBの公開草案が2013年3月7日に公表されたことや関係者からの要請があったこと等の事情を踏まえ、コメント期間を延長する決定に至っている。

2 本表は、FASBのウェブサイトに掲載されている資料を参考にしている。